

新有田市立病院建設工事設計図		2024年 6月																					
工事概要		注記：下記以外は別紙「建築計画概要書」による																					
I 工事概要		1. 工事場所：和歌山県有田市辻堂字中筋46-1 2. 敷地面積：10,889.78㎡ 3. 建築物概要： <table><tr><td>棟名</td><td>構造</td><td>階高</td><td>建築面積 (㎡)</td><td>床面積 (㎡)</td></tr><tr><td>新病院・ロータリー</td><td>鉄筋コンクリート造</td><td>4F+PH2F</td><td>4,620.63</td><td>13,482.35</td></tr><tr><td>立体駐車場</td><td>鉄骨造</td><td>平屋建て</td><td>2,029.72</td><td>1,843.20</td></tr><tr><td>ポンプ室</td><td>鉄筋コンクリート造</td><td>平屋建て</td><td>8.88</td><td>8.75</td></tr></table>		棟名	構造	階高	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	新病院・ロータリー	鉄筋コンクリート造	4F+PH2F	4,620.63	13,482.35	立体駐車場	鉄骨造	平屋建て	2,029.72	1,843.20	ポンプ室	鉄筋コンクリート造	平屋建て	8.88	8.75
棟名	構造	階高	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)																			
新病院・ロータリー	鉄筋コンクリート造	4F+PH2F	4,620.63	13,482.35																			
立体駐車場	鉄骨造	平屋建て	2,029.72	1,843.20																			
ポンプ室	鉄筋コンクリート造	平屋建て	8.88	8.75																			
4. その他		関連工事 旧保田中学校校舎等解体工事（A区分） 旧保田中学校校舎等解体工事（B区分） 旧保田中学校校舎等解体工事（C区分） 市道232号線道路整備工事※拡幅工事 新有田市立病院建設工事（液状化対策工事） 【仮称】国道42号取付道路新設工事 【仮称】国道42号整備工事（国土交通省） 新有田市立病院建設工事（外構工事）																					
特記仕様書																							
章	項目	特記事項																					
1 一般共通事項	① 適用基準等	a.特記仕様書の表記 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) [G] 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断の基準を満たす物品を示す。 b.標準仕様 ※図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「標準仕様書」という）による。 ・図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「標準仕様書」という）による。ただし、第1章(本特記仕様書の項目番号に○印が付いたものを除く)については「公共建築協会 民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款(令和2年版)」に適合した「工事共通仕様書」を適用する。 c.図面、本特記仕様書、標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ d.本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。 ○建築物標準詳細図（令和4年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 e.その他 ○工事写真(工程写真)は、「営繕工事写真撮影要領（令和3年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課」による。 ・ f.設備工事関連 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書および機械設備工事の特記仕様書は各設備図面に掲載されたものによる。																					
	② 設計図書等の取扱い	a.設計図書は、主要な部位や事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。 b.受注者は、設計図書に示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮のうえ、責任を持って生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なすべてのものを供給する。 c.施工図や完成図を作成するために設計図書のCADデータを利用する場合は、監督職員に申し出て、(株)内藤建築事務所と賞書を別途取り交わす。 なお、設計図のCADデータの著作権は、(株)内藤建築事務所に帰属し、これを目的外に利用してはならない。 d.着工時に図面製本を提出すること。A.建築図面(S構造図を含む)、E電気設備図面、M機械設備図面それぞれについて作成し、部数は次のとおり。 A1版図面 二つ折り製本 A,S,E,M各2部 A3縮小版図面 二つ折り製本 A,S,E,M各4部																					
	③ 官公署その他行政等への届出手続き等	a.工事の各段階に必要な官公署その他行政への各種申請又は届出の種別、手続き、期間等をあらかじめ調査し、一覧表を作成して監督職員に提出する。 b.施工に直接必要な官公署その他への手続きは遅滞なく行う他、発注者が行う手続きに協力、これを代行し、その経緯を適宜監督職員に報告する。 c.工事の各段階に必要な官公署その他関連機関の立会検査や審査の内、発注者が申請者となるもの(以下「法定検査」という)について、その種別、手続き、時期、実施内容等をあらかじめ調査し、一覧表を作成して監督職員に提出する。法定検査には、次のものを含む。 ○建築基準法に基づく中間検査及び完了検査 ○消防署の検査 ○保健所の検査 ○医務課の検査 ○福祉関連法規,条例に基づく完了検査 ○エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく中間検査及び完了検査 ○エネルギー(省エネ法)に基づく軽微な変更（ルートC）の手続き ・（各種仕様、設備機器、能力等の選定時1回分を見込むこと） ○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく完了検査 ○和歌山県条例の手続き d.既存杭等地中埋設物を存置する場合の諸官庁承認及び手続きすべては受注者が行うものとする。																					
		4書類の様式など																					
		5関係法令等の遵守																					
		6別契約の関連工事																					
		7特許権等																					
		8設計変更																					
		9工事に付帯する作業,材料等																					
		10指示,承諾,協議の手続き																					
		11建物経年調査																					
		e.工事に関わる官公庁への諸届等は全て受注者の負担にて行うこと。又、建築確認申請(計画通知)その他申請に伴う各種中間検査,完了検査時等の指摘事項への対応は本工事に含む。 f.本工事が補助金事業である場合は、それに伴う会計検査の立会,資料の作成等、補助金関係の手続きに必要な業務は本工事に含むものとする。 g.工事用仮設電力と本設電力の電力会社への申請を行うこと。 h.解体工事に伴う除却届は本工事に含めるものとする。 i.その他、次による。 ○昇降設備工事 (1)建築基準法第87条の2による昇降機設備の建築確認申請手続きは、昇降機設備工事専門工事業者が発注者の代理人として行う。ただし、建築確認申請(計画通知)において「代表となる設計者」及び「その他の設計者」は、次による。なお、申請及びこれに係わる検査等に要する費用は、当該昇降機設備専門工事業者の負担とする。 代表となる設計者：昇降機設備工事専門工事業者 その他の設計者：(株)内藤建築事務所 (2)関係官公署その他関係機関の立会検査を必要とするものは、監督職員と協議の上で検査を受け、その結果を監督職員に報告する。検査の結果、不合格の箇所がある場合は、受注者の費用負担において速やかに補修し、必要な手続きを行い、その結果を監督職員に報告する。 ○「省エネ法,建築物省エネ法」関連 「省エネ基準監理報告書」を作成するために必要な以下の資料を提出する。 (1)外皮(外壁,窓,断熱材等)に関する施工計画書,施工記録書,製品ラベル等。 (2)空調換気設備,照明設備,給湯設備,太陽光発電設備,コーゼネレーションシステム等に関する、納入仕様書,施工記録書,自主検査記録等。なお、本工事に含まれない設備工事の種目は除く。 省エネ法の届出に、受注者の起因による変更が生じた場合は、届出書類の作成は受注者に行う。																					
		書類を提出する際の様式及び提出部数は、官公署,関連機関指定のものを使用する他、(株)内藤建築事務所専用の工事監理文書の様式を使用する。 監督職員に提出する書類（図面を除く）のうち、監督職員の指示するものは、監督職員と協議のうえ指定のコンピュータソフトにより作成し、CD-R,DVD-R等の電子的媒体による文書データを添えて提出する。 施工に先立ち平面詳細図を作成し、建築基準法、医療法、各種関係法令、設計図書等で定められた寸法,面積の確認を行った上で施工すること。 a.別契約の施工と密接に関連する工事については、建築工事受注者が主導となり、電気設備,機械設備他の各工事の調整に努めること。 b.医療施設の場合は医療機器,備品等の移設（X線機器等特殊機器は除く）,移転に際しては発注者に対し協力を行うものとする。又、本工事発注者が発注する機器の工事,搬入据え付けについても施工図の段階で確認し協力すること。 c.既存施設の業務を運用しながら工事を行う場合は同業務に支障のない工法,時間等について発注者と協議すると共に、施工中に苦情があった場合には直ちに対処すること。 第三者の特許権に対する注意 材料,機構,工法などが第三者が所有する知的財産権に抵触する場合は、あらかじめその権利の使用に対する必要な手続きを行った後に、これを採用する。万一、第三者の権利を害するようなことが生じた場合は、速やかに監督職員に報告し協議した上で対応する。 a.質疑回答書,議事録等にて整理した結果、設計変更となった内容については、設計変更内容を管理するリストを作成し、監督職員に提出する。その内容は、発注者,監督職員および受注者の同意が得られたものになっていなければならない。 b.発注者の要望,指示によって生じた設計変更に係わる工事は、監督職員の指示によって行う。 c.設計変更により工事工期の延長が生じる場合は、発注者を含めて協議する。 d.発注者の要望,指示によって生じた設計変更において請負金額の変更を伴う場合は、そのつど、施工に着手する前に増減額を明示した増減内訳書等の資料(図面,計算書類,材料製造所発行の見積書等を含む)を監督職員に提出し、その承諾を受ける。 e.増減内訳書における工事単価は、現場説明書に定めのある場合を除き、工事請負契約締結時の工事単価を採用する。 f.設計変更に伴う次の図書作成一式の作成支援,協力を行う。 ※変更申請図面,計算書類 ・ g.建築物省エネ法に係る変更 省エネ性能に影響する変更については、一定範囲の省エネ性能の低下が生じる軽微な変更であっても、事前に省エネ判定機関に提示する変更に係る図面及び性能,内容説明書を作成すること。 h.材料部品,部位相互間の納まり,取り付け部の調整または工法の関係で、材料,寸法,取付位置,取付方法等の軽微な変更は、監督職員の指示によって行う。この場合は、請負金額の増減及び工事工期の変更は行わない。																					
		12実施工程表																					
		し、発注者及び監督職員と協議する。 c.調査終了後速やかに調査の結果を記録し、監督職員に提出する。 d.取壊及び損耗に関する調査の結果、工事目的物に瑕疵が認められた場合は、受注者は監督職員と協議の上、速やかに工事請負契約に基づいて適切な対応を行う。 a.工事の着手に先立ち、又は着手後速やかに実施工程表を作成し、監督職員に提出する。監督職員は、実施工程表に問題があると認められる場合は、発注者及び受注者等々にその旨を報告,通知する。実施工程表は、着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。 (1) 主要な総合図、施工図、施工計画書等の作成,提出,承諾の日程 (2) 官公署その他の関係機関への届出等手続の日程 (3) 建築主事,所轄消防署その他の関係機関による中間検査等関係法令に基づく官公署の諸検査の日程 (4) 完成時の諸検査の日程 (5) 出来高予定 (6) 関連工事の主要な工程 (7) その他、工事の進行に関係する重要事項 (受電,実験,計量の開始時期,主要な材料の決定等) b.工事着手前に工程計画に基づき監督職員と十分協議の上、綿密なる工程表並びに総合施工計画図を作成し承諾を得ること。又、移転,仮使用について特に留意し受注者の責任に於いて諸設備共工事進捗を図ること。特に騒音,振動,塵埃,インフラ使用を伴う工程については事前に発注者へ説明を行い、了解を得て施工すること。 c.内装,カラーデザイン等のプロモーション工程(もの決め工程)を必要に応じて作成すること。 d.実施工程表に変更の必要が生じた場合は、関連工事の工程と調整のうえ、速やかに修正実施工程表を作成し、監督職員に提出する。監督職員は、修正実施工程表に重大な問題があると認められる場合は、発注者及び受注者等々にその旨を報告,通知する。																					
		13施工計画書																					
		a.総合施工計画書 (1)「総合施工計画書」とは、設計図書及び施工条件に基づいて、主要工事の施工方法及び品質管理の方針を定め、工事全体の大要を計画したものである。 (2)総合施工計画書に盛り込む内容は、工事概要,施工運営方針,受注者組織内での現場組織へのバックアップ体制,現場組織,職員業務分担,施工条件（契約条件,立地条件,法的条件,近隣協定など）、品質,環境の目標と管理方針,重要管理事項及び主要工事の施工方針などとする。 b.施工計画書 (1)施工計画書は各工事の着手に先立ち、総合施工計画書の方針に基づいて、各工事ごとに具体的に計画し、品質計画に係る部分については監督職員の承諾を受ける。 (2)施工計画書の内容には、管理項目（管理項目,検査項目）,管理水準（管理限界,管理水準）,管理分担,管理方法(時期,方法,頻度,基準),確認方法,管理限界を外れた時の処置などを盛り込む。																					
		14施工図等																					
		a.総合図及び施工図の調整担当者は、本工事に類似の工事での施工図調整経験が豊富な者(原則として一級建築士の資格を有する者)とし、次により配置する。ただし、次のいずれの場合であっても、着工後直ちに施工図調整体制を立ち上げ、その体制,運用,並びにコスト調整のタイミングとその方法等について監督職員と協議する。 ※受注者の判断と責任により、本工事に必要な者を適切に配置すること。 b.モックアップの作成は、次による。これらは、施工に先立つ適切な時期に実施し、監督職員の承諾を受ける。 モックアップの作成 ※作成しない ・作成する (1)モックアップとは、工事目的物のある部位について、設計意図と内容を確認し、確定するための実物大模型又は縮尺模型のことをいう。使用材料は、原則として設計図書と同じとする他、監督職員との協議による。また、設置場所についても監督職員との協議による。 (2)モックアップを監督職員に提出するに当たっては、あらかじめ、そのらの内容を設計図書と十分照合し、それが設計図書に適合していることの確認を、受注者の責任において確実に行う。 モックアップ作成範囲（ ） モックアップ作成箇所数（ ）箇所 モックアップ作成要領 モックアップの計画書を着工後速やかに作成し、監督職員に提出し指示を受けること。モックアップによる発注者確認時に生じた変更決定内容に基づき、1回修正工事を行う。 モックアップ範囲内は、照明器具の他、見え掛りとなる電気,空調,衛生工事機器及び予定される家具,備品類の設置を含む。 c.モデルルームの作成は、次による。 モデルルームの作成 ※作成しない ○作成する モデルの目的（各種コンセント,スイッチ等の位置確認） 居住階,病棟階の施工に先立ち、下記諸室については、新築建物内1階等の適切な場所にモデルルームを製作し、発注者及び監督職員の確認を得ること。製作時期は設備アウトレット位置,洗面台形状,内装仕上等の変更可能な時期とすること。 対象諸室：（診察室、病室、一般諸室） ※壁面等の設置物の高さを確認するために行う簡易モデルルームとして良い d.見本施工の作成は、次による。 見本施工の作成 ※作成する ○作成しない 見本施工作成範囲及び箇所（ ）箇所 外壁他のタイル吹付の見本作成） 指定された部分の施工方法,取り付け,デザインを確認するため、承諾された施工図のとおり施工すること。 e.カラスキム（プレゼンテーションボード）の作成は、次による。 カラスキム（プレゼンテーションボード）の作成 ※作成する ・作成しない 監督職員の指示に基づき、A1版パネルに指定諸室の材料を貼り付けてレイアウトしたプレゼンテーションボード（床材,巾木,腰壁,見切り,壁仕上げ材,天井材をレイアウト）を2案程度作成すること。																					
		f.総合図、施工図、施工計画書、施工要領書の作成等、監督職員の承諾がないまま施工を進め不具合が発生した場合の責は、工事完成後も含めて受注者が負う。 g.施工図,各室平面詳細図,展開図,各工種取合詳細図,天井伏図（諸設備含む）を速やかに作成する。 h.総合図とは、建築施工平面図,展開図に電気設備及び機械設備の記号等(凡例共)を記載したものである。 i.総合図の作成要領 (1)工事の着手に先立ち、または着手と並行して速やかに監督職員の指示により総合図を作成すること。工事への支障が無いように作図し、承諾された工程を厳守すること。 (2)総合図は、受注者が建築,設備その他関連工事の全体概要と相互関係を把握し、施工図作成の適正化と効率化のために活用することを目的として、各工事に含まれる部品,器具の類を同一の平面図または展開図に網羅記入したもので、本工事の流れにおける総合図の位置付けは以下の通りとする。総合図は、工種別施工図作成開始前に完成させること。 建築工事平面図 展開図 建築・設備 その他関連工事 部品・器具 備品等 記入 総合図 調整 協議 工種別施工図 調整 協議 ・インサート図 躯体打設 各工事施工 (3)総合図は平面詳細図,展開図,天井伏図,立面図,外構図等を作成する。作成要領は下記による。 (a)総合図原図（平面図詳細図,展開図,天井伏図,立面図,外構図等） 受注者は、建築詳細図（縮尺1/50）に備品（別途工事を含む）、各種機器,医療機器（別途工事を含む）等を入力、作成し監督職員に提出した上で、監督職員の確認及び承諾を受けること。 (b)総合図原図を基に総合図（平面図詳細図,展開図,天井伏図,立面図,外構図等）を作成するに当り、以下の項目を協議する。 総合図作成方法の確認 共通シンボル（凡例表）の確認 天井機器,点検口の確認 機器取付け高さの標準図確認 スイッチ,コンセント類の位置標準の確認 出入口まわりの器具配置標準の確認等 (c)作成した総合図に基づき行われる発注者とのヒアリングに、受注者の建築,電気,空調,衛生各担当者は必ず出席すること。 (d)ヒアリング及び調整の結果に基づいて総合図を修正,完成させ監督職員に提出し確認を受けること。 車いす等WCにおいては、便器,自動水栓,ナースコール,紙巻き器,手摺等全ての位置を確認し、監督職員の了承を得ること。 外構総合図においては、雨水排水計画,緑地計画,屋外サイン,上水,汚水計画,埋設幹線,防火水槽,オイルタンク等、埋設物を含めて全てを記載し取り合いを確認後、監督職員の了承を得ること。 (e)作成及びヒアリング,承諾予定は全体工事工程表に記載し、スケジュール管理を徹底する。 (4)承諾済み総合図は全てA3版サイズでPDFデータ化した上、必要部数（3部）を製本と共に監督職員に提出すること。 以下を作成の上、監督職員の承諾を得て、まとめて製本すること。 総合図（凡例,床,壁,天井,展開）及び外壁総合図,外構総合図,サイン,内装材カラスキーム、衛生機器（配置,姿図）,照明機器（配置,姿図,各建具姿図,キープラン（マスターキーの構成） (5)その他監督職員の指示による。																					
		15工事の記録																					
		工事記録は「営繕工事電子納品要領（平成30年版） 国交省大臣官房官庁営繕部」により提出する。工程写真は着手前,工事中,完成後等施工の流れに沿って整理を行った一連のものを提出する。工事写真は件名,名称,工種,備考を明記し工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠蔽又は埋設される部分は確実に撮影記録を行うこと。 提出部数 ※1部																					
		16施工管理																					
		a.機器,材料製造所及び専門工事業者は、設計図書に記載されたものの中から選定し、選定届を監督職員に提出する。 b.特別の理由により設計図書に記載された機器,材料製造所や専門工事業者以外のものを選定する場合は、選定された機器,材料製造所や専門工事業者の能力,経歴等を証明する資料を監督職員に提出し、監督職員の承諾を受ける。 c.設計図書に製造所名の記載がない機器,材料で、設計図書に製造所の条件が示されている場合は、これに適合する製造所を選定して、条件に適合することを証明する資料を監督職員に提出し、監督職員の承諾を受ける。 d.設計図書に専門工事業者名の記載がない工程について、設計図書で「専門工事業者による」としている工種については、選定について監督職員と協議する。																					
		17施工条件																					
		a.施工時間等は、次による。 (1)設計図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に関する協定（以下、近隣協定という）に、作業内容,作業日,時間等についての定めがある場合は、それを遵守する。 (2)休日,祝日又は夜間に施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面によって監督職員に通知する。 b.設計図書又は近隣協定、その他特記がない場合の施工条件は、次による。 ○あり（原則として、平日及び土曜日の8：00～18：00にて施工計画をたてるものとする。） ※なし c.下記以外現場説明書による。 ○工事用車輛の駐車場所 ○資機材置場 ○建設発生土仮置場 ○風圧力 風速（Vo= 34 m/s） 地表面粗度区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）																					
		内藤・三谷設計共同企業体																					
		新有田市立病院建設工事(本体工事)																					
		図名																					
		建築工事特記仕様書(共通事項Ⅰ)																					
		縮尺																					
		A1:-																					
		A3:-																					
		設計日																					
		A-005																					
		P.17																					